

幼保連携型認定こども園 なかよし保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	社会福祉法人 寿会
所 在 地	伊勢崎市山王町1402
電 話 番 号	0270-23-5898
代 表 者 職 氏 名	理事長 福田幸寿

2 施設概要

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	なかよし保育園
施 設 の 所 在 地	伊勢崎市山王町1402
電 話 番 号	0270-23-5898
施 設 長	福田幸寿
受 入 年 齢	0歳（3ヶ月）～5歳
利 用 定 員	1号認定15人、2号認定45人、3号認定35人
開 設 年 月 日	昭和54年4月1日 なかよし保育園認可 令和4年4月1日 認定こども園移行認可

3 施設の目的及び運営の方針

なかよし保育園（以下「当園」という。）は、子ども・子育て支援法に基づき、以下の運営の方針に従って、教育・保育を一体的に提供することにより、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）の健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための適切な環境が等しく確保されるよう努めるとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制の構築を目指します。
- (2) 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立つて、特定教育・保育を提供するよう努めます。
- (3) 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用子どもの状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に提供するよう努めます。
- (4) 当園は、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等に努めます。

4 設備の概要

(1) 園舎等の概要

敷 地 面 積	3,599.62 m ²
園舎の構造・規模	鉄骨造2階建
園 舎 面 積	930.64 m ²
園 庭 面 積	1,289 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
乳児室	1室	32.01 m ²	
ほふく室	1室	52.72 m ²	
保育室	4室	213.52 m ²	
遊戯室(ホール)	1室	106.15 m ²	
食堂	1室	47.04 m ²	
調理室	1室	39.87 m ²	
相談室	1室	9.74 m ²	
子育て支援室	1室	30.87 m ²	
事務室	1室	56.16 m ²	

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1人	園務の統括
主幹保育教諭	1人	教育・保育の統括、地域の子育て支援・育児相談
指導保育教諭	2人	教育・保育業務、保育教諭への指導・助言
保育教諭	26人	教育・保育業務
栄養士	2人	栄養管理、献立作成、給食調理
調理員	3人	給食調理
事務員	1人	事務全般

※上記職員の員数等は、利用する子どもの年齢と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 教育・保育の提供を行う日及び行わない日

住所を有する市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日・休業日が異なります。

認定区分	対象者	休業日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日、学年始・末(※1)、夏季休業日(※2)、冬季休業日(※3)
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日、年末・年始(※4)
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

(※1) 学年始は、4月1日～入園式又は進級式の前日（令和8年度は4月1日～2日）。

学年末は、卒園式の翌日～3月31日。

(※2) 夏季休業日は、8月15日前後の2週間。

(※3) 冬季休業日は、12月26日から1月5日。

(※4) 年末・年始は、12月29日から1月3日。

7 教育・保育の提供を行う時間

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間	9時00分～15時00分 (※1)

2号認定子ども 3号認定子ども	保育標準時間	7時00分～18時00分 (※2)
	保育短時間	8時00分～16時00分 8時30分～16時30分 (※3)

(※1) 9時以前及び15時以降に保育を必要とされる場合は、預かり保育（別途利用者負担が必要）を利用することができますので、ご相談ください。

また、入園当初、一定期間、児童が集団に慣れるために、「ならし」の期間がありますので、御協力をお願いします。

(※2) 7時00分から18時00分の範囲内で、保育を必要とする時間となります。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。

また、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時00分までの範囲内で、時間外保育（別途時間外保育料が必要）を提供します。

(※3) 8時00分から16時00分又は8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。

また、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から19時00分までの範囲内で、時間外保育（別途時間外保育料が必要）を提供します。

8 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、以下の特定教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6及び7に記載する日及び時間において、特定教育・保育の提供を行います。

(2) 食事の提供

自園調理により、食事を提供します。利用子どもの年齢に応じた昼食及びおやつを提供します。

献立表は、毎月別途お知らせします。なお、食物アレルギー等体質に合わない食材があればご相談ください。除去食の提供を行います。

(3) 一時預かり事業の実施

保育を受けることが困難になった子どもを一時的に預かります。定員1日3名。

(4) 子育て支援事業の実施

地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援サービスの提供を行うことによって、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

(5) その他

おむつは、原則園で処理します。なお、体調等が心配な場合、希望によりお持ち帰り頂くことができます。

防犯上の理由から、カメラを設置しています。

9 利用料等

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園に直接お支払いいただきます。
- (2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等
(1) に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を御負担いただきます。
- (3) 支払い方法
お支払方法は、現金納付を基本とし、期日は別途お知らせします。

10 利用の内定、開始、終了等に関する事項

利用者の内定は、1号認定子どももは、募集要項に定める方法によるものとします。また2号・3号認定子どももは、市が行う利用調整によるものとします。

特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、本重要事項を利用子どもの保護者に確認頂き、同意を得るものとします。

また、利用子どもが小学校に就学する時は卒園するものとします。なお、以下の場合には、教育・保育の提供を終了します。

- (1) 支給認定保護者が退園を申し出たとき。
(2) 子ども・子育て支援法第24条の規定により、教育・保育給付認定が取り消されたとき。
(3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
(4) 利用者負担額及びその他の費用を滞納し、督促に応じなかったとき。
(5) その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたとき。

11 嘱託医、薬剤師

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約等を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	あおきクリニック
医師名	青木道子
所在地	伊勢崎市馬見塚町1162-1
電話番号	0270-31-2262

(2) 歯科

医療機関の名称	鈴木歯科医院
歯科医師名	鈴木敏正
所在地	伊勢崎市茂呂町2丁目2909-1
電話番号	0270-25-3288

(3) 薬剤師

機関の名称	あすなろ薬局
薬剤師名	大矢浩史
所在地	伊勢崎市連取町1793-1
電話番号	0270-24-4970

12 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用子どもに体調の急変が生じ

た場合や事故が発生した場合には、速やかに当該利用子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、当該利用子どものかかりつけの医療機関のほか、以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

受診医療機関①	医療機関名：あおきクリニック 診療科：小児科・内科 所在地：伊勢崎市馬見塚町1162-1 電話番号：0270-31-2262
---------	---

その他症状により、他の医療機関に受診する場合もあります。

13 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。		
避難・備蓄用品	・避難用リュック ・ミネラルウォーター ・災害用携帯用トイレ	・カンパン ・防災用浄水器 ・災害用サーモマット	・懐中電灯 ・防災用ガス発電機
緊急時の伝言方法	情報配信システム（コドモン）、電話、災害用伝言ダイヤル		
避難場所	伊勢崎市立隣保館		

14 虐待等の防止のための措置

当園は、利用子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

15 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	・苦情受付担当者 主任 多賀谷 愛 ・苦情解決責任者 園長 福田 幸寿 苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、御意見箱もご利用ください。
第三者委員	岡本美子 電話番号 0270-25-8431 役職・肩書等 法人監事
第三者委員	福田八千代 電話番号 0270-25-7730 役職・肩書等 元民生委員・児童委員

16 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センターの児童災害共済
保険の内容	医療費 医療保険並の療養に要する費用の額の4/10 障害見舞金 3,770万円～82万円 死亡見舞金 2,800万円～1,400万円
保険の種類	三井住友海上の賠償責任保険
保険の内容 (限度額)	身体1名 2億円(1事故 5億円) 財物1事故 1億円 保管物1事故 50万円
保険の種類	群馬県保育協議会の保育所等入所児死亡共済金支給制度
保険の内容	死亡共済金 一人当たり上限400万円

保険の種類	AIG 損害保険の普通傷害保険
保険の内容	死亡・後遺障害保険金 100 万円 入院保険金（日額） 1,500 円 通院保険金（日額） 1,000 円

17 その他利用にあたっての留意事項

- (1) 当園では、登降園管理や情報配信等のシステム（コドモン）を利用しています。必ずアプリの登録をお願いします。
- (2) ホームページに掲載した写真は、閲覧以外での使用はしないで下さい。また、コドモンの写真や園行事等の際に保護者の皆様が撮影された写真・動画に関しても、お子様以外の園児が写っているものは、SNS 等に掲載しないで下さい。
- (3) 園内での禁止事項

禁 止 事 項	1. 当園では、敷地内全ての場所において禁煙です。 2. 当園内において、他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
---------	--

令和 年 月 日

特定教育・保育施設名：なかよし保育園
説明者職氏名：園長 福田 幸寿

別表

費用の種類	内容、負担を求める理由、目的	金額
主食代	3歳以上の園児に提供する主食代を実費で御負担いただくもの	月額 700 円
副食代	3歳以上の園児に提供する副食代を実費で御負担いただくもの (免除対象者を除く)	*保育認定 月額 4,900 円 (変更あり) *教育標準認定 利用可能日数により、 月額 3,500 円～4,900 円
制服代 帽子代	入園時に実費で御負担いただくもの	10,030 円 3,060 円～3,190 円
教材費	クレヨン、はさみ、体操服等、園活動に必要な物の購入費	随時、実費徴収
絵本代	読み聞かせ等で使用するため	毎月、実費徴収
行事費	遠足等に係る交通費や施設使用料	随時、実費徴収
写真代	卒園アルバム等作成時の写真代等	随時、実費徴収
保護者会費	保護者会運営費の代理徴収	月額 500 円 (新規入会金 1,000 円)
保育認定子どもに係る延長保育料	延長保育に要する費用の一部を御負担いただくもの	*短時間認定 (標準時間内) 1 日 200 円 月額上限 3,000 円 (標準時間外) 1 日 200 円 月額上限 3,000 円 *標準時間認定 (標準時間外) 1 日 200 円 月額上限 3,000 円
教育標準認定子どもの預かり保育料	預かり保育に要する費用の一部を御負担いただくもの	*8 時以前 1 日 200 円 月額上限 3,000 円 *8 時～8 時 45 分 1 日 100 円 月額上限 1,000 円 *15 時～16 時 1 日 100 円 月額上限 1,000 円 *16 時～18 時 1 日 350 円 月額上限 5,000 円 *18 時以降 1 日 400 円 月額上限 6,000 円
	休業日（日曜日、祝祭日、年末・年始を除く）に利用する一時預かりに要する費用の一部を御負担いただくもの	*教育標準時間内（9 時～15 時） 1 日 1,000 円 *15 時～16 時 1 日 100 円 *16 時～18 時 1 日 400 円
一時預かり負担金	一時預かりに要する費用の一部を御負担いただくもの	0 歳児～2 歳児 1 日 2,000 円 3 歳児～5 歳児 1 日 1,500 円 (4 時間未満は半額、延長は 30 分 150 円) *給食費 200 円を含む

